

よこ はま し
横浜市

はん ざい ひ がい しゃ そう だん しつ
犯罪被害者相談室



ひとりで悩まず、
ご相談ください。

まずは、お電話ください。

☎ 045-671-3117

【受付時間】9時～17時（月～金 ※祝日・年末年始を除く）

相談
無料

FAX・メールからの
ご相談もお受けしています

FAX 045-681-5453

メール sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

- 横浜市犯罪被害者相談室では、「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、社会福祉専門職の相談員（市職員）が犯罪被害にあわれた皆さまのご相談をお受けします。
- 横浜市にお住まいの方または市内に在勤・在学の方と、そのご家族、ご遺族が対象となります。
- 被害後に直面するさまざまな問題について、必要な情報や制度等をご案内します。困っていること、悩んでいること、心身の不調等、何でもご相談ください。
- 必要に応じて、面接相談も行います（予約制）。



まずは、電話相談*をお受けします。

※ファックス・メールも可

【電話(相談専用)】 **045-671-3117**

【受付時間】 9時~17時(月~金 ※祝日・年末年始を除く)

- ファックス番号、メールアドレスは、ちらしの一番下をご覧ください。
- ご要望と必要に応じて、面接による相談もお受けします。
- 考えや気持ちを整理しながら、お話しをうかがいます。
- 面接相談は予約制ですので、お電話にてお申し込みください。



相談料は、無料です。



秘密は、厳守します。

- 相談は、社会福祉専門職の相談員(市職員)がお受けします。
- 匿名でのご相談も、お受けします。
- 被害者またはご家族、ご遺族のいずれかが、横浜市にお住まいか、または市内に在勤、在学であれば、ご相談いただけます。



ご相談内容に応じて、次のような支援を行います。

【専門相談、情報提供、付添い支援】

- 専門相談(カウンセリング、法律相談)
- 支援に精通する機関の紹介や連絡調整
- 窓口への付添いなど

【経済的負担の軽減】

- 見舞金の支給

【日常生活支援】

- 家事及び介護支援
- 一時保育支援

【住居支援】

- 転居支援
- 市営住宅の一時使用の案内、調整

※なお、これらの支援にはそれぞれ一定の要件があり、また支援内容により対象者が異なります。詳しくは、相談室に直接ご相談ください。